

監査報告書

令和6年5月14日

学校法人 東京薬科大学 理事会 御中

学校法人 東京薬科大学

常任監事 原 博



監事 土屋 明美



私たちは、学校法人東京薬科大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条の規定に基づき、同法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務、理事の業務執行の状況並びに財産の状況について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から直接業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施いたしました。また、公認会計士（東陽監査法人）と連携を取り、財産目録及び各計算書類について、関係帳簿及び残高証明書等と照合して監査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、財産目録及び計算書類の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務、理事の業務執行の状況又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上